

2020年5月27日

日本赤十字九州国際看護大学
学生、教職員 各位

新型コロナウイルス感染症防止のための行動指針の策定について

日本赤十字九州国際看護大学では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、新学期行事の延期・中止及び不要不急の大学構内立ち入り自粛、福岡県に対する政府の緊急事態宣言及び福岡県の休業要請を受け、大学構内への立ち入り禁止、教職員の在宅勤務の推進、学修機会の確保の観点からオンライン授業の開始などの対策を実施してまいりました。

令和2年5月14日に福岡県に対する政府の緊急事態宣言及び福岡県による大学等への休業要請はそれぞれ解除されました。

これを受け本学では、今後も感染の第2波に対する警戒を緩めることができない状況であること、6月末まではオンライン授業としていることなどから、引き続き、大学構内への立ち入り自粛を要請しました。

今後、さらなる緩和あるいは制限を行う場合に、迅速かつ的確に本学の学生・教職員が感染拡大防止に取り組み行動するための行動指針を別添のとおり策定しました。

行動指針は、行動指針のレベルを一部制限「1」から原則停止「5」に区分し、大学構内立ち入り、授業、学生の課外活動、教職員の勤務体制、判断基準について、それぞれの行動概要を記載しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針に基づくと、5月15日（金）までは、レベル4「制限（大）」となり、現在はレベル3「制限（中）」となります。しかし、5月15日に案内しました【新型コロナウイルスの「緊急事態制限」の解除に伴う連絡事項について】のとおり、レベル4よりも緩和された行動が可能となりますが、感染の第2波に対する警戒を緩めることができない状況であることなどから、引き続きレベル4の行動制限を維持することとしました。

さらなるレベルの引き下げについては、今後の感染状況など社会情勢を踏まえ、経営会議で協議し大学構内立入制限の段階的な解除などを判断します。なお、再度の緊急事態宣言や休業要請がなされた場合や本学の学生・教職員等の感染状況によっては、レベルの引き上げを検討します。

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に注視し、6月5日（金）を目途にあらためてお知らせします。

緊急事態宣言は解除されましたが、福岡県では先週末から毎日感染者発生の報道がされています。引き続き、不要不急の外出は控え「3密」の回避やマスクの着用など[「新たな生活様式」の実践](#)をお願いします。

学生、教職員、ご家族の皆さんの命と健康を守るため、行動制限をお願いします。

日本赤十字九州国際看護大学
学長 小松 浩子